

雇用就業対策に関する提言・要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を継続・拡充するなど、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
2. 雇用調整助成金の要件を緩和するなど、中小企業等への支援策を強化すること。
3. 地域の中小企業事業者の能力向上と求職者の能力開発のため、国の責任において、地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設を存続させるとともに、更なる機能向上と十分な財政措置を講じること。
4. 職業系高校への専攻科の設置や職業訓練施設に対する支援の強化を図ること。
5. 住まいを失った労働者等の住宅対策の一環として、雇用促進住宅の譲渡・廃止方針を見直すこと。
6. 産業を支える人材の確保や若者の自立を促進するため、新規学校卒業予定者に対する就職支援を強化すること。
7. 非正規労働者等の生活が安定するよう、待遇改善に向けた必要な措置を講じること。
8. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。
9. パート労働者の雇用環境改善に向け、ILO第175号条約に批准し、国内法を整備するとともに、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の趣

旨を踏まえた雇用管理を徹底すること。

10. 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業について、新たな支援策を講じること。

11. シルバー人材センター事業を拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。